

1 概要について（文部科学省資料から）

運動部活動改革のこれまでの経緯・取組について

✓ 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）

生徒に望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、運動部活動がバランスのとれた心身の成長等を重視し、**地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で、最適に実施**されることを目指す。

生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、スポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境整備**を進める。

✓ 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（中教審答申・平成31年1月）抜粋

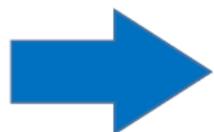
特に、中学校における教師の長時間勤務の主な要因の一つである部活動については、地方公共団体や教育委員会が、学校や地域住民と意識共有を図りつつ、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、**将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。**

✓ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議（衆・令和元年11月、参・12月）抜粋

政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、**部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。**

✓ 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」（令和2年9月）抜粋

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、**令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。**



令和3年度より、予算事業として「**地域運動部活動推進事業**」（2億円）を新設し、休日の部活動の段階的な地域移行や合理的で効率的な部活動を推進。

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要



部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた**人間形成の機会**や、**多様な生徒が活躍できる場**である。
- ✓ 一方、これまで部活動は**教師による献身的な勤務**の下で成り立ってきたが、休日を含め、**長時間勤務の要因**であることや、**指導経験のない教師にとって多大な負担**であるとともに、**生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合**が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「**部活動を学校単位から地域単位の取組とする**」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ **部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務**であることを踏まえ、**部活動改革の第一歩**として、休日に教科指導を行わないことと同様に、**休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境**を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き**休日に指導を行うことができる仕組み**を構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、**休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境**を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- **休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保**
（育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- **保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援**
- **拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開**

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との**合同部活動の推進**
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる**ICT活用の推進**
- 主に**地方大会の在り方の整理**（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

2 部活動の地域移行に向けた取組について（盛岡市教育委員会）

（1）外部指導者の導入状況について

盛岡市では、かなり以前から各校の必要性に応じて、外部指導者を学校独自に依頼している

外部指導者とは

・学校の部活動等の指導およびその補助のために、学校から依頼を受け、顧問の教諭等と連携・協力しながらコーチ等として技術的な指導を行う。
・少子化に伴う教員数の減少や専門的な指導を行うことができる運動部活動等の指導者不足を補い、運動部活動における外部指導者の充実を図る。

令和4年度は、各校において運動部に21校170名、文化部に5校5名を依頼した

【運動部】

[男子] 軟式野球部、サッカー部、卓球部など、11種目において67名
[女子] ソフトテニス部、バスケットボール部、バレーボール部など、8種目において71名
[男女共通] 柔道部、剣道部、ハンドボール部など、8種目において32名

【文化部】

吹奏楽部 4名
囲碁将棋部 1名

（2）部活動指導員の配置状況と活動例について

盛岡市においては、令和元年度から「盛岡市立中学校における部活動指導員の配置事業」として実施している

部活動指導員とは

【学校教育法施行規則第七十八条の二】

・部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(中学校の教育課程として行われるものを除く)に係る技術的な指導に従事する。
・校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする。

令和4年度は、6校に6名を配置した

- (1)下小路中学校(陸上部)
- (2)厨川中学校(サッカー部)
- (3)河南中学校(女子ソフトテニス部)
- (4)仙北中学校(男子バトミントン部)
- (5)土淵中学校(音楽(合唱)部)
- (6)巻堀中学校(女子バレーボール部)

【活動例】

○休日の大会やコンクールに、部活動指導員が顧問として、単独で引率・監督業務を行う。
○平日や休日の部活動の時間に、顧問として、単独で指導を行う。
○顧問として月ごとの練習計画等を作成し、保護者に配布する。

（3）部活動指導員配置による効果

- より専門的な指導が行われる
- 生徒の意欲が高まり、技術力が向上する
- 専門的な知識を有する指導者から、スポーツ医・科学の観点を踏まえた指導を受けることができる
- 部活動の指導経験のない教員の負担軽減が図られる
- 顧問教員の時間外在校等時間の削減が図られる